

在宅人工呼吸器使用患者支援事業のご案内

在宅人工呼吸器使用患者支援事業は、在宅で人工呼吸器を使用している指定難病及び特定疾患の患者さんが、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を利用する場合に、その回数を超えた訪問看護に要する費用を県が訪問看護ステーション等医療機関（※1）に交付するものです。

※1 訪問看護ステーション等医療機関 県と委託契約を締結した訪問看護ステーション及び訪問看護を行う医療機関

対象となる方

次の①又は②の患者であって、当該指定難病又は特定疾患を主な要因として在宅で人工呼吸器を使用する患者のうち医師が訪問看護を必要と認める方。

- ① 宮城県内（仙台市を除く）に住所がある指定難病（※2）の患者
- ② 宮城県内（仙台市を含む）に住所がある特定疾患（※3）の患者

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病

※3 特定疾患に係る医療費用交付規則（平成12年宮城県規則第92号）第2条に規定する疾患

対象となる訪問看護の範囲

診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合、原則として1日につき4回目以降の訪問看護

原則として1週間につき5回を限度としますが、患者の病状等から特に必要と認められる場合は、年260回の範囲内で1週間に5回を超える利用も可能です。

訪問看護費用の額

原則：1日につき4回目以降の訪問看護費用の額（特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）

訪問看護ステーションが行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用の額	8,450円/回
訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護費用の額	7,950円/回
その他の医療機関が行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用の額	5,550円/回
その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護費用の額	5,050円/回

特例：1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一の訪問看護ステーションで行う場の3回目の費用の額

保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用の額	2,500円/回
准看護師による訪問看護費用の額	2,000円/回

利用の手続き

- 1 事業を利用するには、主治医の所属する医療機関及び訪問看護ステーション等医療機関と宮城県との間で委託契約を結ぶとともに、利用を希望する患者又は家族から申請していただく必要があります。
 - ① 申請に必要な書類
訪問看護費用交付申請書、訪問看護指示書、訪問看護計画書
特定医療費（指定難病）医療受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けていない方は、当該指定難病又は特定疾患に係る臨床調査個人票及び患者の住民票も必要です。
 - ② 申請の手続き
①の書類は、訪問看護ステーション等医療機関が取りまとめて患者の住所地を管轄する保健所・支所に提出します。
- 2 訪問看護を実施します。
- 3 宮城県は、本事業による訪問看護を実施した訪問看護ステーション等医療機関及び本事業による訪問看護を実施するための訪問看護指示書を作成した医療機関に対して、直接費用を交付します。

具体例

① 1つの事業所が1日4回以上の訪問看護を実施した場合



A事業所 A事業所 A事業所 A事業所

訪問看護ステーションが行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合

8,450円

② 2つの事業所が1日3回以上の訪問看護を実施した場合



A事業所 A事業所 B事業所

訪問看護ステーションが行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合

8,450円

③ 1つの事業所が1日3回の訪問看護を実施した場合



A事業所 A事業所 A事業所

訪問看護ステーションが行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合

2,500円

【問合せ先】

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班
住所：宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話：022-211-2636

